

賃貸住宅供給促進計画（現行計画）の概要

1 計画の目的

- 民間賃貸住宅への入居時に賃貸人に拒否感を持たれることが多い高齢者、子育て世帯、低額所得者等の住宅確保要配慮者(※)に対する賃貸住宅の供給を促進するための施策を総合的かつ効果的に推進することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定を確保する

(※)住宅確保要配慮者の範囲

- 法令で定める者：低額所得者、被災者、高齢者、身体障がい者、知的障がい者等、子どもを養育している者、外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、DV被害者、犯罪被害者、生活困窮者、更正保護対象者等
- 本計画で定める者：児童養護施設退所者等、性的マイノリティ、UIターンによる転入者、住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者など

2 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の目標

- 公的賃貸住宅の供給の目標

公営住宅の供給目標量(新規建設、建替え、空き家募集の戸数の累計)：60,000戸(2021～2030年度まで)

- セーフティネット住宅の供給の目標

地域における空き家・空き室を有効活用し、セーフティネット住宅の登録を促進

3 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進

- 公営住宅及び公営住宅以外の公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

4 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

- 居住支援法人の指定の促進及び市町村居住支援協議会の設立の促進等の居住支援に関する事項
- セーフティネット住宅の登録の促進及び登録基準の緩和等に関する事項

- セーフティネット住宅の登録基準

	法令で定める基準（法改正前）	本計画で定める基準（緩和）
各住戸の床面積	25㎡以上 台所等が共用の場合は18㎡以上	1995年度以前に建築：16㎡以上 1996～2005年度に建築：18㎡以上 2006年度以降に建築：25㎡以上 台所等が共用の場合は13㎡以上

5 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化

- 賃貸人の啓発のために講ずる施策に関する事項等

賃貸住宅供給促進計画の見直しについて

◀背景▶

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の改正
（令和7年10月1日施行）

主な改正内容

- ・法の所管が国土交通省から、国土交通省と厚生労働省の共管に変更
- ・セーフティネット住宅の面積基準の変更
- ・居住サポート住宅の認定制度の創設

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針（基本方針）
（令和7年10月1日施行、従前の基本方針は廃止）

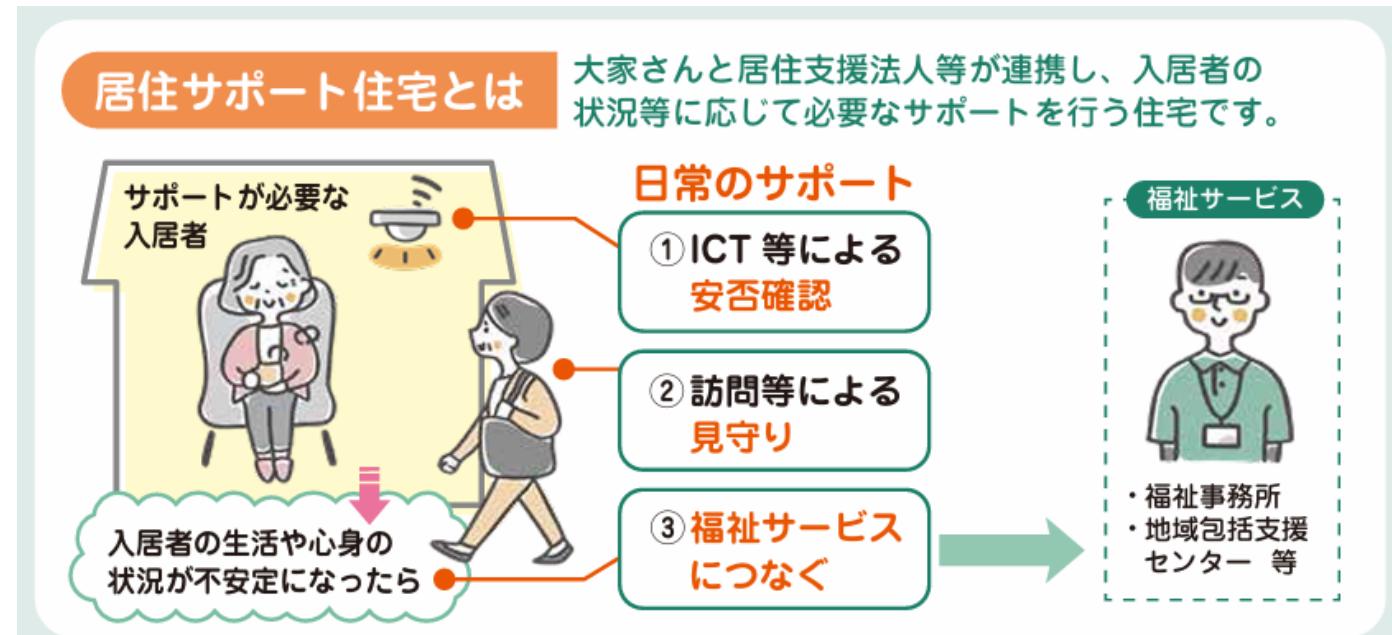
主な追加事項

- ・居住サポート住宅の規模・設備に係る基準の強化・緩和が可能
- ・居住サポート住宅の供給目標の設定
- ・福祉サービスの提供体制の確保に関する事項



◀主な検討内容▶

- セーフティネット住宅の登録基準の強化・緩和等に関する事項
- 居住サポート住宅の供給目標及び登録基準の強化・緩和等に関する事項
- 福祉サービスの提供体制の確保に関する事項



出典：国土交通省ホームページ